

**大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント  
業務委託に係る一般競争入札実施要領**

**1 趣旨**

大阪府済生会富田林病院（以下「本院」という。）の大阪府済生会富田林病院建設事業（以下「本事業」という。）における大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務（以下「本業務」という。）の受託者を選定するにあたり、本業務を委託するのに最も適した者を一般競争入札で選定するために必要な事項を定める。

**2 業務概要**

- (1) 委託業務名称 大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託
- (2) 業務内容 本事業におけるコンストラクション・マネジメント業務  
※別紙「大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成32年8月末日まで（I期工事期間）
- (4) 発注者 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部大阪府済生会支部長 岡上 武
- (5) 業務委託費 金 25,000,000 円（税別）を上限とする。
- (6) 事業の概要
- ① 事業名称 大阪府済生会富田林病院建設事業（以下「本事業」という。）
  - ② 事業内容 現病院同規模の現地建替え事業
  - ③ 建設場所 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号ほか
  - ④ 敷地面積 約 24,621.82 m<sup>2</sup>
  - ⑤ 事業費 約 8,455,000,000 円
- ※事業費は大阪府済生会富田林病院建設事業における実施設計による試算であり、本体建設工事費、現病院等の解体費を含む。
- ⑥ 完了予定 平成33年11月 新病院開院（予定）
- ⑦ 規模等 実施設計図（抜粋）参照

**3 入札参加に関する条件等**

本業務への入札を希望する者（以下「入札参加者」という。）は3（2）の参加資格を持つ単体企業とする。

**(1) 入札参加者の参加資格要件**

入札参加者は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、大阪府及び富田林市から指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと。
- カ 清算中の株式会社である者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- キ 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、手形交換所による取引停止処分を確定された者でないこと。
- ク 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令が確定した者でないこと。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- コ 本業務の委託者選定に係る組織と資本面又は人事面において関係がない者であること。なお、本書において、「資本面において関係がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

## （2）入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる参加資格要件を満たさねばならない。なお、本項における専任とは、法令に特段の定めのあるものを除き、専ら本業務の期間中、継続して本業務に関する業務に従事するものとし、止むを得ない事由の他は他の者と交代しないことをいう。

- ア 大阪府又は富田林市の「平成29・30年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格」を有し、府または市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー（CMr）として、日

本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改定版）」に記載の工事段階のCM業務（以下「CM業務」という。）について、次の実績を有するもの。医療法第31条に規定する公的医療機関のうち、病床（医療法第7条2項に規定する「一般病床」）が250床以上の病院の新築、増築及び改築（工事対象範囲が250床以上の病棟を含み、デザインビルド方式で発注した物件に限る）のCM業務を、平成20年度以降に受託しかつ履行した実績が1件以上あること。

- ウ 認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録したものをいう）が5名以上所属していること。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士5名以上の事務所であること。
- オ 管理技術者として、イの実績を有し、認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録したものをいう）または、一級建築士の資格を有する者を、専任で配置すること。なお、配置する管理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3か月以上経過している者に限る。

#### 4 入札参加者の資格喪失

- (1) 参加資格確認基準日は、参加表明書受付日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間、単体企業が参加資格を欠くに至った場合、当該単体企業は入札に参加できない。
- (3) 落札者の決定から契約締結までの期間、落札者である単体企業が参加資格を欠くに至った場合、発注者は単体企業と契約を締結しない。この場合、本院は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

#### 5 入札等について

##### (1) 入札方法

一般競争入札（入札参加資格事前審査方式）

##### (2) 入札のスケジュール

入札のスケジュールは、次のとおりとする。

- 平成30年11月5日（月）・・・公告、入札実施要領等配付、質疑受付開始
- 平成30年11月9日（金）・・・入札実施要領等に関する質疑締切
- 平成30年11月15日（木）・・・入札実施要領等に関する質疑回答
- 平成30年11月16日（金）・・・入札参加表明書等の提出期限
- 平成30年11月20日（火）・・・参加資格審査結果通知

平成30年11月27日（火）・・・入札、落札者の決定

平成30年12月中旬・・・契約締結（予定）

### （3）入札実施要領等のお問い合わせ先

大阪府済生会富田林病院（以下「本院」という。）事務局新病院建設準備課（以下「事務局」という。）

住 所 〒585-0082 大阪府富田林市向陽台1-3-36

電話番号 0721-29-4473

FAX 0721-29-4474

担 当 岩瀬・舟橋

メールアドレス soumukanri@tonbyo.org

### （4）入札実施要領等の配付方法

ア 配付期間：平成30年11月5日（月）～平成30年11月16日（金）

（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）

※来院時間事前調整のこと。

イ 配付場所：「5（3）入札実施要領等のお問い合わせ先」

ウ 配付書類：以下の書類を配付する。

- ・大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託における一般競争入札実施要領
- ・大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書
- ・様式集
- ・大阪府済生会富田林病院建設事業実施設計図（抜粋）

### （5）入札実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間：平成30年11月5日（月）～平成30年11月9日（金）

イ 提出方法：質問書（様式3-1～2）に記入の上、電子メール添付のファイルとして「5（3）入札実施要領等のお問い合わせ先」に送信すること。ファイル形式は、MicrosoftExcel2010で対応可能なものとする。

ウ 回 答：平成30年11月15日（木）に事務局から FAX または電子メールで入札参加者に回答します。

エ 留意事項：

- ①質問を行った企業名は、公表しない。
- ②意見の表明と解されるものについては、回答しない。
- ③電話での質問には応じない。電子メール送信後「5（3）入札実施要領等のお問い合わせ先」に到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。

### （6）参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法

ア 受付期間：平成30年11月5日（月）から平成30年11月16日（金）  
（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）

※来院時間事前調整のこと。

イ 提出場所：「5（3）入札実施要領等のお問い合わせ先」

ウ 提出書類：参加表明書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2-1～3）に必要事項を記入の上、「5（3）入札実施要領等のお問い合わせ先」まで提出すること。

エ 提出部数：各1部

オ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）

#### （7）資格審査及び結果の通知

本院は、入札参加者から提出される参加資格確認申請書等の資格確認資料を基に、入札参加者が参加資格を満たしているか否かを審査する。

ア 結果の通知

資格審査の結果に基づき、「参加資格確認通知書」を送付する。参加資格がないとされた者に対しては、その理由を明記し通知する。

イ 通知日程

資格審査の結果は、入札参加者に対して、平成30年11月20日（火）までに書面により通知する。

#### （8）参加資格なしとされた場合の説明受付

資格審査の結果、参加資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付期間：平成30年11月20日（火）～平成30年11月22日（木）  
（午前10時から午後3時まで）

※来院時間事前調整のこと。

イ 提出場所：説明要求の書面（様式自由）を「5（3）入札実施要領等の問い合わせ先」まで持参すること。

ウ 回 答：上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から7日以内に、書面にて本院から説明を求めた者に通知する。

#### （9）入札及び開札執行の日時及び場所等

ア 日 時：平成30年11月27日（火） 午後2時  
入札終了後、直ちに開札します。

イ 場 所：本院「血液浄化センター棟」 2階 第一会議室

ウ 提出書類：「入札実施要領等に関する誓約書（様式4）」「入札書（様式5）」及び「見積書（様式自由）」を提出する。

エ 注意事項

- ①入札書は、「大阪府済生会富田林病院建設事業工事段階コンストラクション・マネジメント業務委託入札書」と朱書きした封筒に入れ、厳封の上、入札箱に投入すること。
- ②入札書に記載する入札額は、本実施要領 2 業務概要に示す (3) 履行期間におけるコンストラクション・マネジメントフィーの総額を提示すること。
- ③入札書に記載する入札額は、課税業者であるにかかわらず、消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を含まない金額を記載すること。
- ④見積書については、「入札書」の金額と整合が取れているものとする。項目、数量及び単価を明記し、出精値引きは行わないこと。
- ⑤第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載される入札金額に対応した見積書の提出を求める。第 2 回目の入札金額に対応したものは、後日に提出を求める。

オ その他

入札及び開札には、富田林市の職員が立ち会う。

**(10) 入札手続きにおける留意事項**

- ア 応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- イ 参加資格確認を受けた入札参加者が本事業への参加を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出先宛てに送付するものとする。
- ウ 本一般競争入札に参加する者及び関係者が、公平な競争を妨げる行為をした場合は参加資格を喪失する。
- エ 入札書無効に関する事項  
参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、次のいずれかに該当する場合は入札書を無効とする。ただし、本院が承認した場合はこの限りではない。
  - ① 参加資格確認基準日以降入札書提出日までに代表企業または、構成員が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
  - ②入札書記載金額の不明確なもの。
  - ③入札書記載金額を訂正したもの。
- オ 入札保証金等  
入札保証金の納付は免除する。

**6 落札者の決定に関する事項**

**(1) 落札方式**

価格競争方式（低入札価格調査基準価格を設定する。）

**(2) その他**

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの要項に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 予定価格の範囲内で最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とします。ただし、最低の価格が予定価格の制限の範囲内に達しない場合は2回目の入札を行う。また落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじを実施し落札者を決定する。
- ウ ①入札した価格（低入札価格調査基準価格以下）によっては調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある著しく不相当であると認められるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も低入札価格を提出した者を落札者とすることがある。
- エ 本院は、落札者を決定した場合、その結果を本院ホームページ等により公表する。

### (3) 落札者を選定しない場合の措置

工事監理者の募集及び落札者の選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

## 7 契約に関する事項について

### (1) 契約手続きに関する事項

#### ア 契約の締結

本院は、落札者と契約に関する協議を行い契約を締結する。特に、入札価格の内訳（見積書内容）について協議を行う。

契約については、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup> 済生会支部大阪府済生会の理事会の承認を持って契約行為を実行するものとする。

### (2) 業務受託者の権利義務に関する制限

#### ア 業務受託者の契約上の地位

①発注者の承諾がある場合を除き、業務受託者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

②本業務の全部または一部を再委託することは認めない。

### (3) 支払い方法

業務委託料は、CM業務実施期間中の複数回にわたって支払う。以下の支払い条件を基本とするが、詳細な時期及び回数については、契約時の協議とする。

#### ア 支払条件（消費税8%を含む）

平成31年1月 契約金額の20分の1

平成31年7月 契約金額の20分の6

平成32年1月 契約金額の20分の6

平成32年9月 契約金額の20分の7

※ただし、富田林市補助金に連動する。

## 8 業務実施に関する事項

### (1) 業務実施期間中の業務受託者と本院との関わり

ア 本業務委託は、業務受託者の責任において実施される。

イ 契約の解釈について疑義が生じた場合には、本院と業務受託者は誠意を持って協議する。

### (2) 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、本院と業務受託者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### (3) 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

業務の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとる。

ア 業務受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続に懸念が生じた場合や、継続が困難となった場合本院は、契約の定めに従い、業務受託者に対する注意・改善勧告または契約を解除することができるものとする。

イ 本院の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合業務受託者は、契約の定めに従い、契約を解除することができるものとする。

ウ その他の事由により業務の継続が困難となった場合  
不可抗力（天災地変、風水火災、戦争、内乱等）、その他本院又は業務受託者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本院及び業務受託者双方は、業務継続の可否について協議し、一定の期間内に協議が整わない時は、本院又は業務受託者は契約を解除することができる。

## 9 その他に関する事項

### (1) 参加資格の喪失

落札者の決定から契約の締結までに、落札者が、入札実施要領において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、本院は、契約を締結しないことができる。

### (2) 事業協議会の設置

本院は、本事業の実施に関して協議を行うことを目的として、本院、施工者、その他本事業に関係するものを含めた事業協議会を設置することを予定している。

### (3) 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、本院ホームページ等において行う。



#### (4) 年号表記について

今後、元号の変更が予定されているが、本要項作成時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性及びわかりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としている。なお、西暦との対応関係は以下のとおりとする。

平成31年(2019年)、平成32年(2020年)、平成33年(2021年)

#### (5) 特記事項

- ア 本業務委託が対象としている工事は、現在入札手続き中である。このため、対象となる工事が契約に至らない場合は、本業務委託の契約を行わない事がある。
- イ 本業務委託が対象としている工事が一定期間中断することが確定し、CM業務の必要がないと判断される場合、本院及び業務受託者は、その間の対応について誠意を持って協議するものとする。